

条例第4条第6号審査基準

条例第4条第6号

建築基準法第51条ただし書（同法88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた建築物（政令第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。）又は工作物（第一種特定工作物に限る。）を建築し、又は建設する目的で行う開発行為

審査基準

1 予定建築物等

予定建築物等は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- 一 建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受けた用途に供する建築物
- 二 建築基準法第88条第2項において準用する同法第51条ただし書の規定による許可を受けた用途に供する第一種特定工作物

2 開発行為の区域

建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受けた区域とする。

3 開発区域から除く区域

都市計画法施行令第29条の9第6号に掲げる区域は、想定浸水深が最大3.0m以上である土地の区域（避難場所・避難経路の認識等、安全上及び避難上の対策が講じられているものは除く。）とする。